

2020年8月31日

株式会社ダイレクトマーケティングミックス

代表取締役社長 小林祐樹

問合せ先： 経営戦略本部 電話番号 06-6809-1615

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、経営理念として社会の変化・顧客ニーズに迅速に対応し、一層社会に必要とされる企業体を目指しております。社会に貢献し、企業価値を継続的に向上させることを経営上の最重要課題と捉え、全てのステークホルダーから信頼される企業グループを目指しております。また、経営の健全性、効率性及び透明性を確保するための様々な取り組みを実施し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

《コーポレート・ガバナンスに関する基本方針》

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 取締役会による監督機能の実効性を確保する。
- (5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 補充原則1-2-4 議決権の電子行使と招集通知の英訳】

当社は現在、議決権行使プラットフォーム利用及び、招集通知の英訳を行っておりません。議決権電子行使プラットフォームの利用は、議決権の行使状況を見ながら、招集通知の英訳については、今後の海外投資家の比率などの株主構成の状況を勘案し、検討してまいります。

#### 【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

英語での情報の開示・提供については、外国人持株比率をふまえて今後検討してまいります。

#### 【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画の適切な監督】

当社は現時点では最高経営責任者の後継者の計画は策定しておりませんが、取締役会において、当社にとってふさわしい後継者計画と経営陣幹部の監督について議題項目としており、後継者候補の育成についても議論しております。

#### 【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在の取締役会は、独立社外取締役2名を含む取締役8名で構成されており、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないとしています。現在、当社

の取締役は全員日本人となっておりますが、ジェンダーや国際性における多様性の確保について重要な課題のひとつと認識しており、今後検討してまいります。監査役については、業務監査や会計監査などで期待される役割・責務を果たす上で、必要な財務や会計、会社法や人事労務などの法務に関する豊富な知識や経験、経歴や実績、能力を有する監査役を選任しております。

**【原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】**

取締役会は、社内登用された取締役のみならず、十分な知識・経験・能力を有した独立社外取締役を含め構成され、期待される監督・監査機能を果たすべく意見が述べられており、取締役会の実効性は確保されているものと判断しております。

なお、取締役会の実効性についての分析・評価の結果を開示することについては、今後検討すべき事項と考えております。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】**

**【原則1-4. 政策保有株式】**

当社は政策保有株式を保有しておりません。今後、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、投資先企業との長期的・安定的な関係の維持・強化など、事業運営上の観点から保有目的があると判断した場合において、当社グループの利益と投資額等を総合的に勘案して、その投資可否を判断する方針であります。

**【原則1-7. 関連当事者間の取引】**

当社では、当社が役員や主要株主と取引を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害することがないように、関連当事者間取引として、重要なものは取締役会での承認を、そうでないものは取締役会に報告することとしております。また、当該取引に関する取締役を特別利害関係人相当として議決から除外するなど厳格な手続きによっております。役員及び主要株主との取引については、定期的にその有無を確認しております。

**【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】**

企業年金積立金の制度がないため、該当事項はございません。

**【原則3-1. 情報開示の充実】**

当社の経営理念等はウェブサイトに記載しております。

取締役の報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上と、株主との価値共有に資する体系であることを方針としております。取締役会は、指名・報酬諮問委員会に報酬等の内容の原案を諮問し、委員会は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個別の実績と能力を踏まえて、取締役会に答申し、当社取締役の個別の報酬を定めております。

取締役候補者及び監査役候補者は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないとしております。取締役候補者の選任手続きは、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会が審議した結果に基づいて、代表取締役が取締役候補者を取締役に付議し、取締役会の決議により決定しております。また、監査役候補者の選任手続きは、監査役会の構成を考慮し、代表取締役が監査役会の同意を得た上で行ってまいります。

経営陣幹部がその機能を十分に発揮していないと認められる場合、不正な職務執行又は法令若しくはその他の当社内規に違反する重大な行為があった場合には、社外取締役及び社外監査役も出席する取締役会において十分に審議の上、辞任勧告、代表取締役・業務執行取締役としての解職、株主総会への解任議案の付議などを行います。個々の取締役・監査役候補者の略歴及び選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

**【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】**

当社は、「取締役会規程」を制定し、法令等に準拠して取締役会で審議する内容を取締役会に付議すべき事項として定めております。また、「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしておき、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しております。

取締役会は原則毎月1回開催し、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに業績の進捗についても論議し対策等を検討しております。また、迅速かつ機動的、効率的な経営展開を図るため、人事異動や組織改革など一部の重要な業務執行事項の決定を代表取締役に委任しております。

**【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】**

独立社外取締役候補者の選定にあたっては、東京証券取引所の独立性基準に基づき候補者を選定しております。候補者の選定理由は、株主総会招集通知及び本報告書にて開示しております。

**【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての多様性】**

当社の取締役会は、取締役が8名、監査役は3名で構成しております。社外取締役は3名以上とすることを基本的な考え方としております。業務執行取締役は、会社の業績等の評価と各役割・責務を実効的に果たすための知識や経験、専門性に加えて、的確かつ迅速な意思決定ができることなどを踏まえ、総合的に評価・判断し、公正かつ適切に選任しております。

社外取締役には企業経営の経験や弁護士や公認会計士等の専門性を有する人材を、社外監査役には企業経営の経験や高い専門性を有する人材を選任するなどして、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるよう、監督的な立場である社外役員の知識・経験のバランスには十分配慮しております。

**【補充原則4-11-2 役員の兼任状況】**

取締役・監査役の兼任状況については、有価証券報告書の役員の状況の記載欄に記載しております。

**【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性について分析・評価】**

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】の記載内容をご参照ください。

**【補充原則4-14-2 取締役・監査役へのトレーニングの方針】**

当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、積極的に研修に参加し、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積み重ねなければならないこととし、取締役及び監査役を対象とした研修会を、必要に応じ、外部講師を招くなどして適宜開催しております。

**【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】**

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲及び方法で株主及

び投資家等との間で建設的な対話を行うこととしております。株主や投資家に対しては、決算説明会を年2回開催する予定としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上 20%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
インテグラル3号投資事業有限責任組合	16,072,800	80.16
Innovation Alpha L.P.	2,551,200	12.72
23.7株式会社	750,000	3.74
インテグラル株式会社	576,000	2.87
小林祐樹	100,500	0.50

当社が採用するIFRSにおいては、インテグラル3号投資事業有限責任組合が親会社となります。

支配株主（親会社を除く）名	インテグラル3号投資事業有限責任組合
---------------	--------------------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—
---

3. 企業属性

上場予定市場区分	未定
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、関連当事者取引規程を定め、同規程に定める事項に該当する取引について新たに取引を行う場合は、少数株主の利益を阻害することが無いように、独立社外取締役も参画した取締役会にてその必要性や合理性、取引条件の妥当性などについて、審議・承認を得ることとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
水谷謙作	他の会社の出身者											
長谷川聡子	弁護士											
三嶋政美	公認会計士/税理士											
谷口哲一	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水谷謙作		—	上場会社の取締役を歴任した経歴から、財務及び会計、企業経営に関する相当程度の知見を有しており、外部からの客観的な経営監視が機能すると考えられるため社外取締役に適任と判断しております。
長谷川聡子		—	上場会社の取締役及び監査約を歴任した経歴と弁護士資格を有し、企業経営に関する相当程度の知見と高度な専門性を有しているため、外部からの客観的な経営監視が機能すると考えられ、社外取締役に適任と判断しております。
三嶋政美	○	—	同氏は、監査法人で多くの企業監査に携わり、総合会計事務所を開設しパートナーとして豊富な知識と経験を有しており、また上場会社の社外監査役等を歴任しております。そのような知見と経験を活かし、当社の経営全般に助言することによりコーポレート・ガバナンスに寄与することを期待し、社外取締役に選任しております。ま

			た、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員としての資格を満たすと共に適任と判断し、指定いたします。
谷口哲一	○	—	警察庁出身で豊富な経験を有し、法律事務所の代表パートナーとしても豊富な知識と経験を有しており、また上場会社の社外取締役等を歴任しております。そのような知見と経験、高度な倫理観を活かし、当社の経営全般に助言することによりコーポレート・ガバナンスに寄与することを期待し、同氏を社外取締役として選任しました。また、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員としての資格を満たすと共に適任と判断し、指定いたします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	2	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬諮問委員会は、取締役会からの諮問に応じて、指名関係、報酬関係の双方に関して以下の事項を審議し、取締役会に答申することとしています。

当該委員会の構成委員の選定については取締役会が選定する取締役とし、委員3名以上で構成し、その過半数は社外取締役でなければならないものと定めております。

当社は、一般株主との利益相反のおそれのない独立役員を過半数として三嶋政美、谷口哲一の2名を選任し、かつ代表取締役である小林祐樹を含めた3名体制としております。

また、当社は、委員会の趣旨を鑑み、当該委員長に社外独立取締役の三嶋政美を任命しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査については、常勤監査役が会計監査人から年間の監査計画概要書の説明を受け、第2四半期決算時と決算時には監査役全員が監査役会において、その監査の状況について報告を受け連携を図っております。内部監査については、常勤監査役が内部監査室と協働し、必要に応じて、代表取締役社長、被監査部門 担当取締役、執行役員に対して行われる監査報告会に出席し連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三宅稔男	他の会社の出身者													
前田健次郎	他の会社の出身者													





前田健次郎	○	—	<p>これまで培った各会社の役員としての経営に関する豊富な経験や幅広い見識をもとに社外の独立した立場からの視点で監査ならびに当社経営に関するチェック・助言をお願いします。なお、同氏は、独立役員の属性に関して東京証券取引所の定める要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れのない高い独立性を有した社外独立監査役であるため、当社独立役員に指定するものがあります。</p>
清原大		—	<p>同氏は、長年大手監査法人で多くの企業監査に携わった後、会計事務所を開設し、代表として財務、会計に関する豊富な知識と経験を有しております。そのような知識と経験を活かし、当社グループを監査することによりコーポレート・ガバナンスに寄与することを期待し、社外監査役に選任しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

<p>当社では、専門的な知見に基づき客観的かつ適切な経営監視機能が期待でき、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。</p>
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

企業価値向上を図り、業績向上に対する意欲・士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

企業業績向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を割り当てることとしております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員それぞれの報酬総額の最高限度額を定めており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。また各取締役の報酬額は、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会で審議した結果をもとにして、取締役会決議により決定しております。各監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員それぞれの報酬総額の最高限度額を定めており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。また各取締役の報酬額は、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会で審議した結果をもとにして、取締役会決議により決定しております。各監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会は、法務部長が窓口となり、適宜社外取締役と連絡を取り、情報提供、報告、問合せ対応にあっております。監査役会は、常勤監査役及び内部監査室が窓口となり、適宜社外監査役と連絡を取り、情報提供、報告、問合せ対応にあっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の

概要)

<業務執行の体制について>

・当社は取締役及び監査役の参加による月1回の定時取締役会を開催し、経営に関する意思決定を行い、重要案件が生じた場合は、その都度臨時取締役会を開催しております。また、月1回の定時監査役会を開催し、必要に応じて適宜臨時監査役会を開催し、経営のチェック機能を果たしております。

<監査・監督>

・社外監査役3名の監査役による監査役会を基本としております。また、内部監査室を設置して、コンプライアンスの強化と会社情報等への信頼性を確保する体制としております。会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

<監査役の機能強化に向けた取組>

・社内の経営陣から独立した社外監査役3名の監査役は、原則月1回開催される定時監査役会及び必要に応じて適宜実施される臨時監査役会における意見交換と、取締役会、その他の重要な会議に参加するとともに、代表取締役との定期的な意見交換も行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コンプライアンスに徹した透明性の高い健全な経営を推進し、経済性・効率性を追求するとともに、公平かつ適法な事業運営を実現して企業の社会的責任を果たしていくため、業務執行と監督の分離、相互牽制の強化及び社外取締役、社外監査役等のチェックが行えるよう、現行の企業統治体制を敷いております。また、当社は、事業に係るリスクの発生を未然に防止し、問題点の早期発見及び改善を行っていくため、監査役(会)、会計監査人及び内部監査室が緊密な連携を保ちつつ、それぞれの観点から監査を行う体制をとっております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、法定期日より早期に発送できるよう努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算であり、定時株主総会は毎年3月に開催することから、集中日にあたらないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法により議決権を行使できる環境を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使	議決権行使プラットフォームへの参加を検討しております。

使環境向上に向けた取組み	
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文での提供については、外国人持株比率をふまえて今後検討してまいります。
その他	株主総会招集通知は、法定期日より早期に発送できるよう努めてまいります。
実施していない	当社は12月決算であり、定時株主総会は毎年3月に開催することから、集中日にあたらないものと考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内にて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会の開催について、検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家に対する決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの定期的説明会については、外国人持株比率をふまえて今後検討してまいります	あり
IR資料をホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知、プレスリリース資料などを適時に掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略本部	
その他	—	
実施していない	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重につ	長期的な企業価値の向上のために、株主のみならず従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を尊重します。 ・社会及び環境問題等を巡る課題について、積極的かつ能動的に取り組めます。

いて規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の活躍促進を含むダイバーシティを推進し、多様性を強みとする企業風土を醸成します。</li> <li>・当社及び当社グループ役員による法令等の違反を早期に発見し是正することを目的として内部通報制度を整備すると同時に、外部の法律事務所が対応する通報窓口を設置し、これらを適切に運用しております。</li> </ul>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>「良き企業市民」を目指して、2015年3月に国連で採択されましたSDGsの達成に向け『DmMiX SDGs 宣言』を表明し、地域社会と共に持続的に成長し、事業活動を通じて達成に向けた取り組みを行っております。弊社子会社であるCRTMがスポンサーとなっているオリックスバフファローズの選手と小中学校等への「出前授業」などの社会貢献活動を行っております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>法令に基づく開示のほか、経営計画、経営戦略及び経営課題等、全てのステークホルダーにとって重要と判断される情報について適切に開示するとともに、株主及び投資家等との建設的な対話に資するための情報の発信に努めてまいります。</p>
その他	—
実施していない	—

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は、次のとおりです。

###### 1. 基本姿勢

株式会社ダイレクトマーケティングミックス（以下、当社という）および当社の関係会社（以下、グループ会社という）の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制を次のとおりと定める。

2. 当社およびグループ会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役、従業員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「企業行動指針」を定め、それを全ての役員および従業員に周知徹底する。

(2) リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取り組み全般についての企画立案、実務を統括する。

(3) 内部通報制度を構築し、コンプライアンス違反行為の相談や通報をするための内部通報窓口を設置する。

(4) 定期的に取り締役、従業員に対するコンプライアンス研修を実施する。

(5) 「内部監査規程」に基づき、代表取締役社長直轄組織の内部監査室が定期的に内部監査を実施し、

会社の業務状況を把握し、全ての業務が、法令、定款および社内規程に則って適正かつ妥当に行われているかを監査し、コンプライアンスの維持向上に努める。

### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行状況を確認できるような情報の保存・管理体制として、議事録、稟議書、契約書等保存対象書類、保存期間、文書区分等を「文書管理規程」に定め、必要に応じて常時閲覧できるように、適切に保存・管理する。

### 4. 当社およびグループ会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ会社に適用する「リスク管理規程」に基づき、当社取締役会の管掌機関であるリスク・コンプライアンス委員会において、経営上の重要なリスクについて把握・分析を行い、対応策の検討とリスクの現実化の防止に努めるとともに、危機発生時には当社の代表取締役社長がリスク・コンプライアンス委員会の委員長として対応を講じる危機管理体制を整える。

### 5. 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会としての役割と責任権限を明確にするため「取締役会規程」を定め、当該規程に基づき取締役会を運営する。
- (2) 定例の取締役会を毎月1回開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (3) 取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催し、業務執行に関する基本事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- (4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、社内規程において職務の執行の責任およびその執行手続きを規定し、効率的な職務執行を確保するとともに、各規程は必要に応じて適宜見直しを図る。

### 6. 当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループとしてのガバナンス体制構築のため、子会社管理の担当部門と権限、担当役員を定める。
- (2) 「関係会社管理規程」を定め、子会社管理の基本方針を明確にし、子会社管理部門は各子会社の経営上の重要事項について事前に承認・報告を受ける。
- (3) 業務執行状況・財務状況等を定期的に当社の取締役会に報告する。
- (4) 当社の内部監査室による子会社の監査を実施する。
- (5) 危機発生時における親会社への連絡体制を整備する。

### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する補助スタッフを配置し、必要な員数を確保

する。

(2) 監査役補助スタッフの人事評価、懲戒処分等に対して監査役の同意を得る。

(3) 当該補助スタッフは、監査役の補助業務に関し、監査役の指揮命令下において優先して従事する。

#### 8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、取締役会のみならず必要に応じて重要な会議に出席し、取締役から業務執行状況の報告を受ける。

(2) 監査役は、会計監査人、内部監査室との情報交換に努め、厳密な連携をとりながら監査の実効性を確保する。

(3) 取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した等、監査役に報告すべき事由があると認める場合には、速やかに監査役に報告する。

(4) 監査役への報告を行った取締役および従業員に対して、不利益な取り扱いをすることを禁じる。

#### 9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をした時は、速やかに当該費用または債務を処理する。

#### 10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、「監査役会規程」「監査役監査規程」に従い、監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役職務の執行について監査する。

(2) 監査役は、取締役と適宜意見交換を実施するほか、内部監査室および会計監査人との定期的な情報交換を行う。

(3) 独立性のある社外監査役を複数名選任し、専門的見地から監査を行う。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応する方針としております。経営会議をはじめとする当社グループの主要な会議体や、全体会議などの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力対応部署及びその責任者を管理本部及び管理本部長と定めております。新規取引先並びに新規採用者について、記事検索、信用調査会社の情報検索等により審査した後、管理本部長が反社会的勢力の該当性を判断しております。既存取引先に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行うとともに、法務総務部が、新規取引先調査に準じた方法で確認を行っております。また、取引当事者間の法的関係を規定する契約・規約・取引約款等において、取引先が反社会的勢力等と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を盛り込んでおります。反社会的



勢力による不当要求が発生した場合には、顧問弁護士及び全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

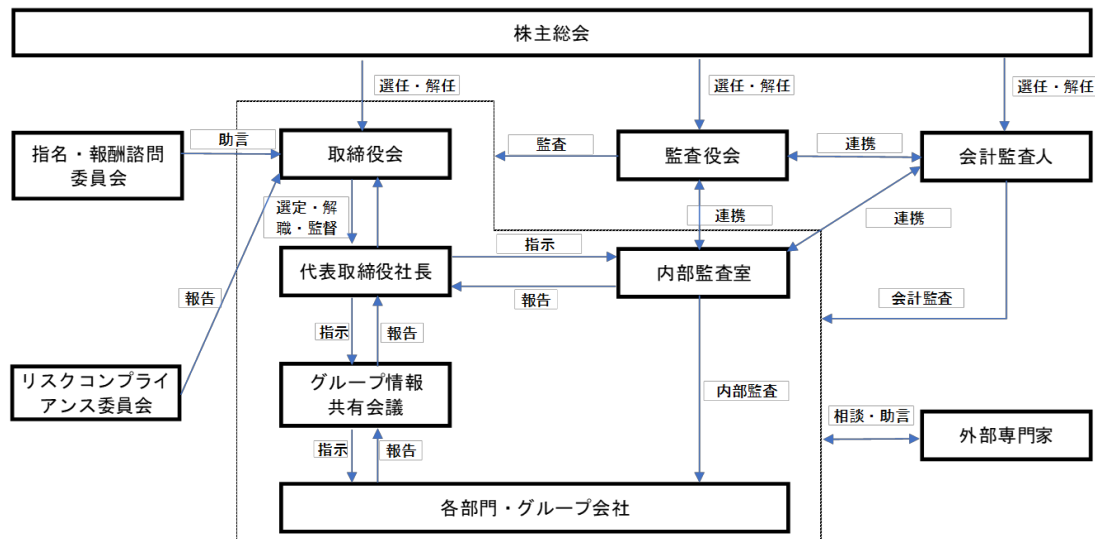
該当項目に関する補足説明

—
---

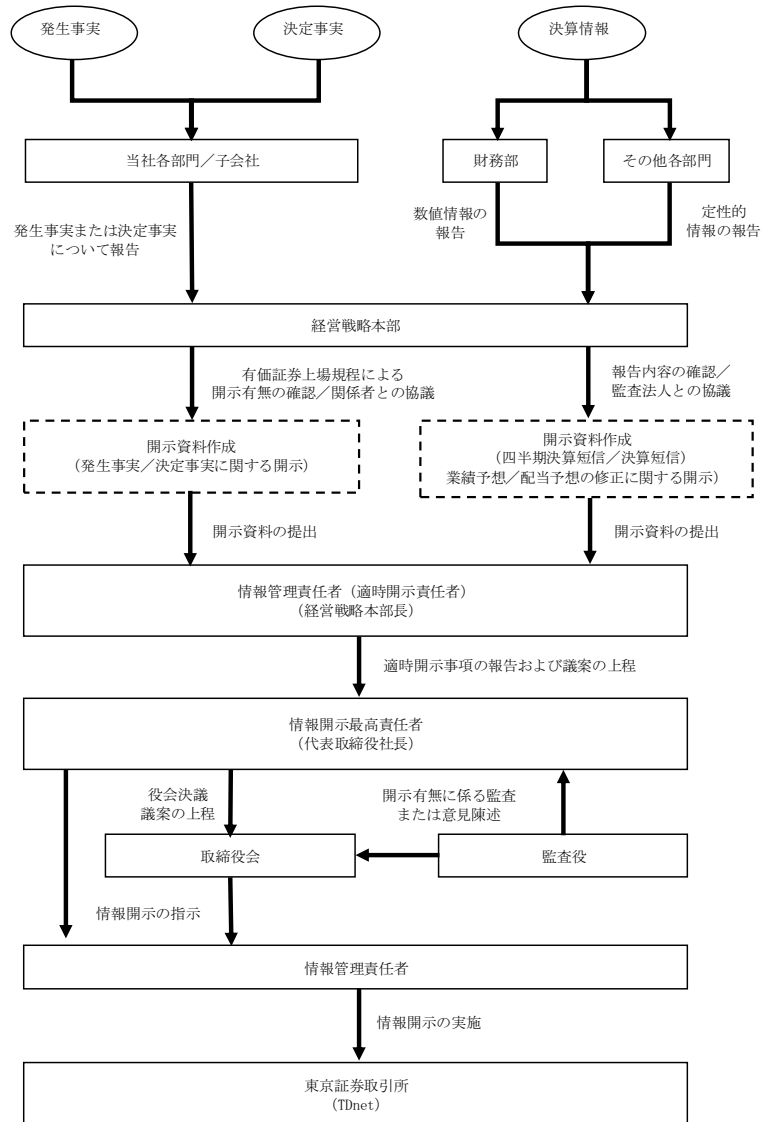
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、「透明性」「公平性」「適時性」を基本姿勢とし、金融商品取引法やその他の法令、証券取引所の定める適時開示規則に則った情報開示を行います。また、適時開示規則等に該当しない情報についても、株主・投資家・証券アナリストなどの要請に可能な限り応えるべく、公平かつ積極的な開示に努めております。当社およびグループ会社にて発生した重要情報は、経営戦略本部に集約され、当該情報の開示の検討・時期・方法等につき速やかに顧問弁護士等と協議のうえ、適時開示の責任者である取締役の承認を得て、当該情報を開示しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上